埋葬料(費)支給申請書

『協会けんぽGUIDE BOOK』54ページ参照

被保険者・被扶養者が業務外の事由により亡くなった場合、埋葬料(費)が支給されます。亡くなった方、申請する方により、「埋葬料」「埋葬費」「家族埋葬料」に分かれます。

記載例

1 埋葬料(費)支給申請書　被保険者が亡くなった場合

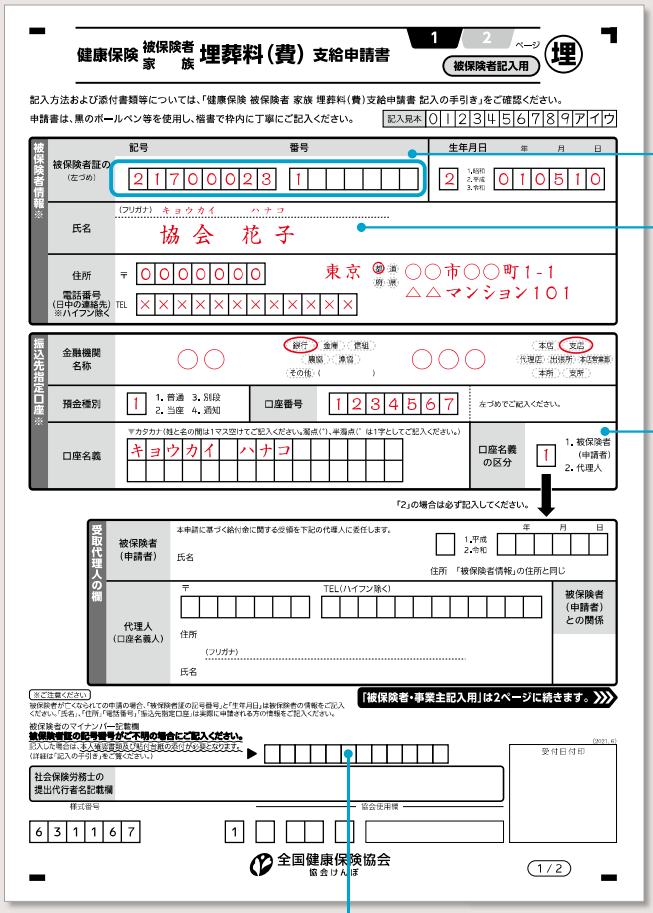

記号・番号は、保険証に記載されています。

被保険者が亡くなられての申請の場合は、申請される方の氏名をご記入ください(住所・振込口座も同様です)。

※被保険者証の記号・番号と生年月日欄は「被保険者」の情報をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・預金種別・7桁の口座番号をご記入ください。

保険証の記号・番号を記入した場合は記入不要です。

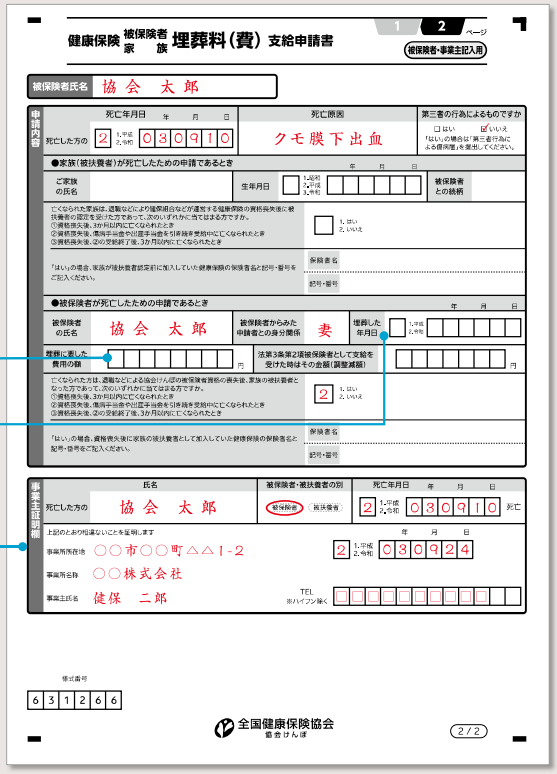

被扶養者または被扶養者以外の方で被保険者により生計維持された方が申請する場合は、記入の必要はありません。それ以外の方で実際に埋葬を行った方が申請する場合は、必ずご記入ください。

事業主に証明を受けてください。証明が受けられない場合、死亡したことのわかる書類の添付が必要です。

氏名と口座について、死亡された被保険者の情報を記入する不備が多くなっておりますので、ご注意ください。

記載例

2 埋葬料（費）支給申請書　被扶養者が亡くなった場合

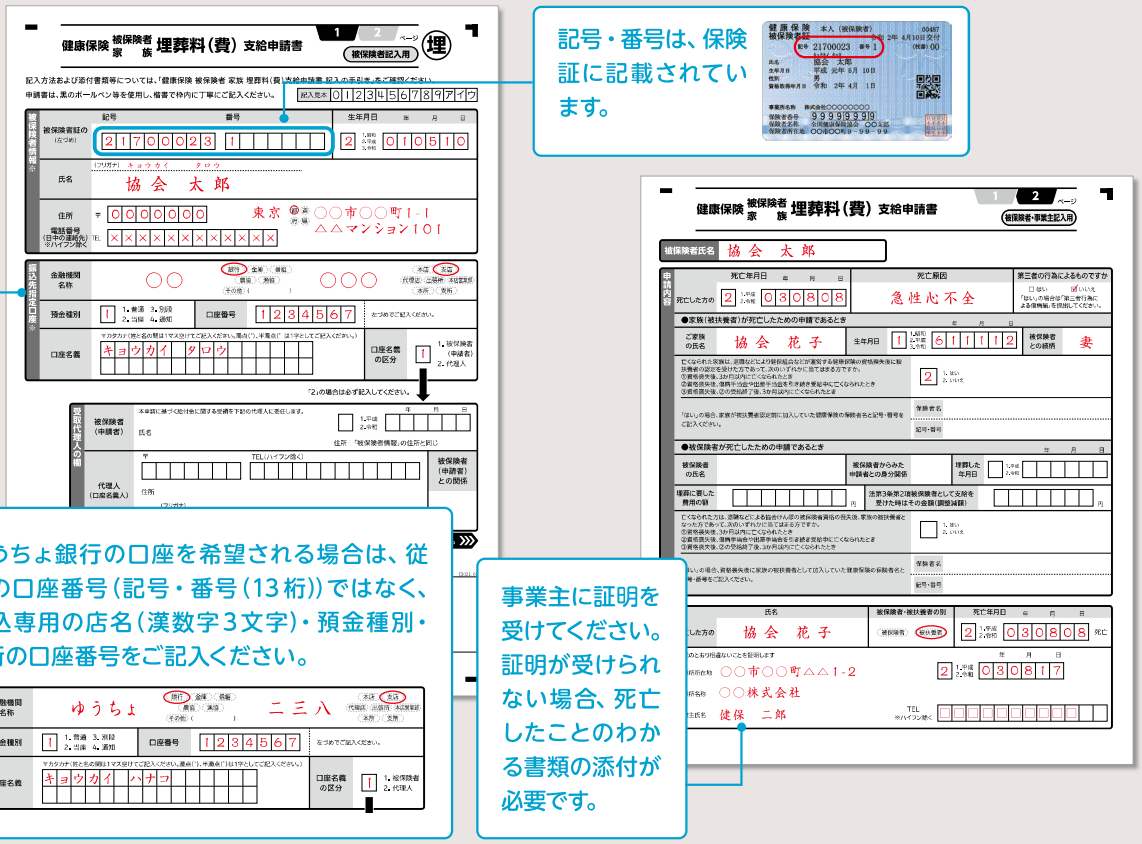

チェックリスト

●申請時期　死亡した日の翌日または埋葬を行った日の翌日から2年以内

●添付書類チェックリスト

□ 被保険者死亡	□ 申請者と被保険者の間に生計維持関係がある	埋葬料	□ 申請者は被扶養者である ➡ 生計維持確認の添付書類不要
			□ 申請者は被扶養者でない ➡ 生計維持確認の添付書類必要（下記のいずれか）
			□ 住居が同じ場合 ➡ 被保険者の住民票除票の原本および申請者の住民票の原本
			□ 住居が別の場合 ➡ 仕送りのわかる預貯金通帳等のコピーまたは亡くなった方が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書等
			□ 事業主による死亡の証明または死亡診断書のコピー等
	□ 申請者と被保険者の間に生計維持関係がない	埋葬費	□ 埋葬費用の領収書の原本（宛名が申請者のフルネームで記載されたもの）
			□ 領収書の内訳が記載された書類のコピー（明細書等）
			□ 事業主による死亡の証明または死亡診断書のコピー等
□ 被扶養者死亡	□ 事業主による死亡の証明または死亡診断書等のコピー		
その他	□ 上記いずれの場合も事業主の証明が受けられないときまたは任意継続被保険者（被扶養者）が亡くなった場合は、埋葬許可証または火葬許可証のコピー、死亡診断書のコピー、死体検案書または検視調書のコピー、亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本、住民票のいずれかを添付		
	□ 死亡原因が負傷による場合 ➡「負傷原因届」（P.8 参照）を提出		
	□ 死亡原因の負傷が第三者の行為による場合 ➡「第三者等の行為による傷病（事故）届」（P.7 参照）を提出		